令和８年（フ）第４１４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田2376番地２　白坂住宅一　212号
債務者　久保田勝政
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１５号
宮崎県児湯郡川南町大字平田2376番地２　白坂住宅一　212号
債務者　久保田美保
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５９号
宮崎県日向市亀崎１丁目113番地、前住所宮崎県日向市亀崎２丁目94番地２
債務者　山本　千絵（旧姓原野）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9032番地
債務者　川良　剛康
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７６号
宮崎県延岡市春日町１丁目５番地５　岡田ビル302、前住所宮崎県延岡市別府町4024番地長家１
債務者　柳田　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５９号
鹿児島県南さつま市金峰町大野3556番地２
債務者　寺薗　勝憲
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２４７号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目50番５号
債務者　前泊　琉希
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
沖縄県沖縄市中央１丁目７番16号　ＮａＮａサポート男性寮304
債務者　知念　康洋
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目29番９－301号　新川マンション
債務者　川満真樹子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目23番５号　共同生活援助　Ｐ・Ｓ我如古Ⅰ
債務者　大宜見ゆりあ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
福島県須賀川市北横田字石の花49番地
債務者　三上友里江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
京都市南区久世大藪町３番地２　エクレールスエヒロ　101
債務者　吉川　悠也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１１号
京都市山科区西野小柳町73番地８
債務者　山本　勇也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１３号
京都府京田辺市山手東一丁目23番地10
債務者　井上　友二
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２４１号
京都市右京区太秦一ノ井町21番地22
債務者　角田　政勝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９１号
京都府木津川市山城町上狛前畑１番地　グレースマエハタ202号
債務者　福島　明美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９９号
京都府城陽市富野西垣内１番地の３　ザ・メドゥズ507号
債務者　石嶋　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係